測量機器検定基準

1. 適用測量分野

基準点測量(地形測量及び写真測量及び応用測量において、基準点測量に準ずる測量を含む)

2. 測量機器検定基準

2-1 セオドライト

検定項目	検 定 基 準
外	<性能及び測定精度に影響を及ぼす下記の事項> 1) さび、腐食、割れ、きず、凹凸がないこと。 2) 防食を必要とする部分にはメッキ、塗装その他の防食処理がなされていること。 3) メッキ、塗装が強固で容易にはがれないこと。 4) 光学部品はバルサム切れ、曇り、かび、泡、脈理、きず、砂目、やけ、ごみ及び増透膜のきず、むらがないこと。
構造	1) 鉛直軸、水平軸、合焦機構等可動部分は、回転及び作動が円滑であること。 2) 固定装置は確実であること。 3) 微動装置は作動が良好であること。 4) 光学系は実用上支障をきたすような歪み、色収差がないこと。 5) 気泡管は気泡の移動が円滑で、緩みがないこと。 6) 整準機構は正確で取扱いが容易であること。 7) 本体と三脚は堅固に固定できる機構であること。 8) 十字線は、鮮明かつ正確であること。
性能	(コリメータ観測による) 1) 水平角の精度基準 (3方向を3対回2セット(0°,60°,120°及び30°,90°,150°) 機器区分 倍角差 観測差 セット間較差 1級セオドライト 10" 5" 3" 2級セオドライト 30" 20" 12" 3級セオドライト 60" 40" 20" 2) 鉛直角の精度基準 (3方向(+30°,0°,-30°)を1対回観測による) 機器区分 高度定数の較差 1級セオドライト 7" 2級セオドライト 30" 現準方向に対して補償範囲限度の較差 1級セオドライト 60" 3) 合焦による視準線の偏位 (無限遠,10m,5mの3目標を1組とし、正・反答々5組の水平角観測による) 機器区分 許容範囲 1級セオドライト 6" 2級セオドライト 6" 2級セオドライト 10" 3級セオドライト 20"

2-2 測距儀

DOPPIN									
検定	項目				検	定	基	準	
外観及び構造 前項(セオドライト)の規定を準用するものとする。									
			判	定	項	目	許容範囲	備考	
				基線長	との出	上較	1 級	15mm	5 測定 (1セット)
性能					2 級	$15 \mathrm{mm}$	を2セット観測		
1生	肚		位相ź)	É (最)	大値と最	:小値の較差	10mm		
						る比較基線 :較基線場と		院の比較基線場又は	

2-3 トータルステーション(以下「TS」という。)

検定項目	検	定	基準	
外観及び構造 前項(セオドライト)の規定を準用するものとする。				
性能		許		EI .
	判定項目	1級 TS	2級 T S	3級 TS
	測角部	1級セオドライト の性能に準ずる。	2級セオドライト の性能に準ずる。	3級セオドライト の性能に準ずる。
	測 距 部	2級測距儀の 性能に準ずる。	2級測距儀の 性能に準ずる。	2級測距儀の 性能に準ずる。

2-4 レベル

検定項目	検 定 基	準
外観及び構造	前項(セオドライト)の規定を準用するものとする。	
性能	判定項目許容 1級レベル2級レ 2級レ 3ンパンセータの機能する範囲 根準線の水平精度(標準偏差)6'以 1.0' 2イクロメータの精度 世の.02mm 生の.1 世の.06mm観測による較差0.06mm0.10レベルの種類により、該当する項目とする。	L

2-5 水準標尺

検定項目	検 定 基 準					
外観及び構造	1) 湾曲がなく、塗装が完全であること。 2) 目盛線は、鮮明で正確であること。 3) 折りたたみ標尺又はつなぎ標尺は、折りたたみ面又はつなぎ面が正確で 定していること。					
	許 容 範 囲					
	判 定 項 目 1 級 標 尺 2 級 標 尺					
性能	1級水準測量 2級水準測量 3・4級水準測量					
	標尺改正数 (20° C) 50 μ m / m以下 100 μ m / m以下 200 μ m / m以下					
	目盛幅精度 公称値の±20μm -					

2-6 GNSS測量機

検定項目	検 定 基 準
外観及び構造 (受信機、アンテナ)	外観:2-1セオドライトの外観、1)から3)の規定を準用する。 構造: 1)固定装置は確実であること。 2)整準機構は正確であること。 3)防水構造であること。
	To Find the May the May

判分	定項目	級 別 性 能 基 準		
		1級	2級	
平层世界	GNSS受信機	2周波	1周波	
受信帯域数	GNSSアンテナ	2周波	1周波	

	観測方法別性能基準
判定項目	スタティック法・短縮スタティック法・ キネマティック法・RTK法・ネットワーク型RTK法
水平成分△N・△Eの差	15mm以内
高さ成分 AUの差	50mm以内

測定結果との比較に用いる基準値は、国土地理院の比較基線場又は国土地理院 に登録した比較基線場の成果値とする。

なお、比較基線場での観測時間等は次表を標準とする。

性 能

			使用征		
観測方法	距 離	観測時間	GPS・ 準天頂衛星	GPS・準天頂 衛星及び GLONASS 衛星	データ 取得間隔
2周波スタティック法	10km	2 時間	5 衛星以上	6衛星以上	30 秒
1周波スタティック法	1km	1 時間	4 衛星以上	5 衛星以上	30 秒
2 周波短縮スタティック法	200 m	20 分	5 衛星以上	6 衛星以上	15 秒
1 周波 短縮スタティック法	200 m	20 分	5 衛星以上	6 衛星以上	15 秒
キネマティック法	200m以内	10 秒以上	5 衛星以上	6衛星以上	5 秒以下
RTK法	200m以内	10 秒以上	5 衛星以上	6 衛星以上	1秒
ネットワーク型RTK法	200m以内	10 秒以上	5 衛星以上	6衛星以上	1秒

- ①衛星の最低高度角は15度とする。
- ②GPS衛星と準天頂衛星は、同等として扱うことができるものとする(以下「GPS・準天頂衛星」という。)。GPS・準天頂衛星及びGLONAS S衛星を利用できるGNSS測量機の場合は、GPS・準天頂衛星及びGL

- ONASS衛星の観測及び解析処理を行うものとする。
- ③GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を用いた観測では、それぞれの衛星を2衛星以上用いるものとする。
- ④キネマティック法、RTK法、ネットワーク型RTK法の観測時間は、FIX解を得てから10エポック以上のデータが取得できる時間とする。
- ⑤2周波スタティック法による測定結果と基準値との比較をすることにより、 1周波スタティック法、1,2周波短縮スタティック法による測定を省略す ることができる。
- ⑥1周波スタティック法による測定結果と基準値との比較をすることにより、 1周波短縮スタティック法による測定を省略することができる。

2-7 鋼巻尺

- 31070						
検 定 項	目	検	定	基	準	
外観及び構	靠 造	1) 目盛が鮮明であること 2) 測定精度に影響を及ぼ	-	がり、さび等	拳がないこと。	
性 負) Ju	判 定 項 目 セット内較差(10測定) セット間較差(2セット) 尺 の 定 数 基線長との比較に用い	15mm/50m以 る比較基線場	は、国土地理	表力98.1N(10kgf))	
		国土地理院に登録した比		る。		